

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

解除予定保安林とする旨の通知  
保安林の指定

(治山課) 二六五  
(可茂農林事務所) 二六六

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
土地改良区役員の就任

(商業流通課) 二六六  
(揖斐農林事務所) 二六六

## 告示

岐阜県告示第三百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 解除予定保安林の所在場所

岐阜市大字長良古津字一ノ洞山九一七の三三、九一七の三四

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

道路用地とするため

### 二 解除予定保安林の所在場所

岐阜市大字長良古津字小島八五六の二・八六四の三・八六五の三・八七八の三(以上四筆国有林)、八五六の一、八六四の一、八六五の一、八七〇、八七一、八七七、八七八の一、九〇六の一、九〇六の三、字小島山九一九の二から九一九の二六まで(以上五筆国有林)、九一九の四七(国有林、次の図に示す部分に限る)、九一九の一・九一九の二・九一九の四から九一九の六まで・九一九の三〇・九一九の三八(以上七筆について次の図に示す部分に限る)、九一九の一、九一九の一六、九一九の二七、九一九の四五、九一九の四六、九一九の四九から九一九の五七まで、九一九の六〇

(二) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

加茂郡白川町河岐字前山一四七七の七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年七月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年六月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カーマ

三 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター 21 岐南店

羽島郡岐南町八剣八丁目一〇三番地 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十四年三月一日

五 店舗面積

一、四六三平方メートル

六 駐車場の収容台数

四九台

七 荷さばき施設の面積

二五平方メートル

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	名称	年月日	役名	氏名	住 所
揖斐郡大野町大字加納	平成 23 年 7 月 12 日	監事	國 枝 敬 司	揖斐郡大野町大字加納 二二一番地一	

平成二十三年七月十二日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁  
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター